

5 八 市 消 第 3 9 2 号
令和5年（2023年）6月29日

八王子市消費生活審議会
会長 殿

八王子市長 石森 孝志

第3期八王子市消費生活基本計画の策定について（諮問）

標記の件について、八王子市消費生活条例第7条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

〈諮問の趣旨〉

本市では、平成22年12月制定の八王子市消費生活条例の基本理念に基づき、「安全・安心な消費者市民社会の実現」をめざして、第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画を策定し、計画を推進してまいりました。

ここで、令和6年度を初年次とする次期計画の策定にあたり、社会経済情勢の変化と、それに対応する社会生活や消費行動に求められる変革を捉えた3つの視点（公正で持続可能な社会の実現、デジタル社会への対応、人とひととのつながりの創出）を計画に反映いたします。また、次期計画では、3つの施策（消費生活環境の整備、消費者教育の推進、消費者被害の防止・救済）を柱として取組みを定めることとしております。

近年の流通や情報産業の進展は、市民の消費生活における商品やサービスの選択肢の拡大、及び利便性を向上させる一方で、消費生活に関わるトラブルが後を絶たない状況となっております。加えて、社会経済状況の変化により、成長と成熟が両立した持続可能な社会の形成や加速するデジタル化への対応などが課題となっております。

このような状況を踏まえ、条例に定める市民の消費生活の更なる安定及び向上を図るため、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間の取組指針となる第3期八王子市消費生活基本計画に求められる「あり方」について、貴審議会の意見を求めます。